

保育料の算定について

①平成30年1月1日現在及び平成31年1月1日現在の住所地が丸亀市にある保護者

丸亀市にて、平成29年中及び平成30年中の収入について申告をお願いします。

②平成30年1月2日以降に丸亀市に転入してきた(転入予定の)保護者

「個人番号による地方税情報の取得にかかる同意書」の提出をお願いします。

※同意書をご提出いただけない場合は、下記の通り所得課税証明書の提出が必要です。

【入所(園)希望月が、平成31年4月～令和元年8月の場合】

⇒平成30年度所得課税証明書(コピー可)、平成31年度所得課税証明書(コピー可)
(平成30年1月1日、及び平成31年1月1日に住所のあった市区町村にて取得)

【入所(園)希望月が、令和元年9月～令和2年3月の場合】

⇒平成31年度所得課税証明書(コピー可)
(平成31年1月1日に住所のあった市区町村にて取得)

※平成31年度所得課税証明書は、各市区町村ともに令和元年6月以降取得可能です。

《注意事項》

※保育料を決定するため、個人番号を確認することで、保育料算定対象となる方の該当年度の地方税情報を他市町村へ照会することが可能です。

※平成31年度市町村民税については、各市町村ともに、令和元年6月頃に確定します。このため、9月以降の保育料算定は、個人番号により市町村民税課税地での市町村民税所得割課税額等を確認します。この際、市の所定様式である「個人番号による地方税情報の取得に係る同意書」の提出が必要です。

※市町村民税における収入の申告がお済みでない方は、保育料を決定する際に必要な情報がないため、仮算定することとなります。お勤め先での年末調整や個人での収入の申告を済ませている場合は新たな申告の必要はありません。

※保育料の算定については、市町村民税申告内容を確認後、最終決定いたします。その際、追加で証明書等を依頼する場合がありますので、ご了承下さい。

